b　連結財務諸表及び中間連結財務諸表の作成に当たっては、連結財務諸表規則、指定国際会計基準又は修正国際基準に従い、適切な科目による適正な金額の計上を行うとともに、連結財務諸表及び中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、記載すべき注記、連結附属明細表（指定国際会計基準又は修正国際基準により連結財務諸表を作成した場合は、これに相当するもの。⑹において同じ。）等を会社の実態に即して適正に記載すること。

c　連結財務諸表及び中間連結財務諸表に対する監査報告書、期中レビュー報告書及び中間監査報告書は、連結財務諸表及び中間連結財務諸表に添付すること。

なお、連結財務諸表及び中間連結財務諸表のうち、従前において法第５条第１項、第24条第１項から第３項まで又は第24条の５第１項の規定により提出された届出書、有価証券報告書又は半期報告書に含まれた連結財務諸表及び中間連結財務諸表と同一の内容のものであって新たに監査証明を受けていないものについては、既に提出された当該連結財務諸表及び中間連結財務諸表に対する監査報告書、期中レビュー報告書又は中間監査報告書によるものとする。

⑹1　連結貸借対照表

最近連結会計年度末現在における連結貸借対照表（⑹0ａの規定により最近２連結会計年度連結財務諸表を記載する場合は、最近２連結会計年度末現在における連結貸借対照表）を掲げること。

ただし、次のａからｃまでに掲げる事項を記載した半期報告書を提出する会社が、１年を１連結会計年度とするものであって、最近連結会計年度の次の連結会計年度（以下⑹1及び⑹6ｂにおいて「次の連結会計年度」という。）における中間連結会計期間終了後当該ａからｃまでに定める期間（以下この様式において「提出期間」という。）を経過する日から次の連結会計年度に係る連結貸借対照表の記載が可能となる日までの間に届出書を提出するものである場合には、次の連結会計年度に係る中間連結貸借対照表（連結財務諸表規則第96条又は第192条に規定する比較情報を除く。以下⑹1及び⑹6において同じ。）を併せて掲げること。なお、提出期間前において、次の連結会計年度に係る中間連結貸借対照表を掲げることができることとなった場合には、当該中間連結貸借対照表を併せて掲げること。

ａ　法第24条の５第１項の表の第１号の中欄に掲げる事項　令第４条の２の10第２項に規定する期間

ｂ　法第24条の５第１項の表の第２号の中欄に掲げる事項　令第４条の２の10第３項に規定する期間

ｃ　法第24条の５第１項の表の第３号の中欄に掲げる事項　３月

計基準又は修正国際基準により中間連結財務諸表を作成した場合にあっては、中間連結株主資本等変動計算書に相当するものをいう。以下この様式において同じ。）並びに中間連結キャッシュ・フロー計算書（指定国際会計基準又は修正国際基準により中間連結財務諸表を作成した場合にあっては、中間連結キャッシュ・フロー計算書に相当するものをいう。以下この様式において同じ。）を掲げる場合には、⑹1、⑹2、⑹3及び⑹4の規定により掲げた連結財務諸表の下にそれぞれ記載すること。

b　連結財務諸表、四半期連結財務諸表及び中間連結財務諸表の作成に当たっては、連結財務諸表規則、四半期連結財務諸表規則及び中間連結財務諸表規則、指定国際会計基準又は修正国際基準に従い、適切な科目による適正な金額の計上を行うとともに、連結財務諸表、四半期連結財務諸表及び中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、記載すべき注記、連結附属明細表（指定国際会計基準又は修正国際基準により連結財務諸表を作成した場合は、これに相当するもの。⑹5において同じ。）等を会社の実態に即して適正に記載すること。

c　連結財務諸表、四半期連結財務諸表及び中間連結財務諸表に対する監査報告書、四半期レビュー報告書及び中間監査報告書は、連結財務諸表、四半期連結財務諸表及び中間連結財務諸表に添付すること。

なお、連結財務諸表、四半期連結財務諸表及び中間連結財務諸表のうち、従前において法第５条第１項、第24条第１項から第３項まで、第24条の４の７第１項若しくは第２項又は第24条の５第１項の規定により提出された届出書、有価証券報告書、四半期報告書又は半期報告書に含まれた連結財務諸表、四半期連結財務諸表及び中間連結財務諸表と同一の内容のものであって新たに監査証明を受けていないものについては、すでに提出された当該連結財務諸表、四半期連結財務諸表及び中間連結財務諸表に対する監査報告書、四半期レビュー報告書又は中間監査報告書によるものとする。

⑹1　［同左］

最近連結会計年度末現在における連結貸借対照表（⑹0ａの規定により最近２連結会計年度連結財務諸表を記載する場合は、最近２連結会計年度末現在における連結貸借対照表）を掲げること。

ただし、四半期報告書を提出する会社において、１年を１連結会計年度とする会社が次のａからｃまでに掲げる期間に届出書を提出する場合には、それぞれａからｃまでに定める期間に係る四半期連結貸借対照表（四半期連結財務諸表規則第５条の３に規定する比較情報を除き、特定事業会社（第17条の15第２項に規定する事業を行う会社をいう。以下この様式において同じ。）がｂに掲げる期間に届出書を提出する場合には、中間連結貸借対照表（中間連結財務諸表規則第４条の２に規定する比較情報を除く。）。以下⑹1において同じ。）を併せて掲げること。なお、ａからｃまでに掲げる期間前において、それぞれａからｃまでに定める期間に係る四半期連結貸借対照表を掲げることができることとなった場合には、当該四半期連結貸借対照表を併せて掲げること。

ａ　最近連結会計年度の次の連結会計年度（以下⑹1及び⑹6ｂにおいて「次の連結会計年度」という。）における最初の四半期連結会計期間（以下⑹1において「第１四半期連結会計期間」という。）終了後令第４条の２の10第３項に規定する期間（提出会社が特定事業会社である場合には、同条第４項に規定する期間。以下この様式において「提出期間」という。）を経過する日から次の連結会計年度における第１四半期連結会計期間の次の四半期連結会計期間（以下⑹1において「第２四半期連結会計期間」という。）終了後提出期間を経過する日の前日までの期間　当該次の連結会計年度における第１四半期連結会計期間